

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和2年3月30日(月) 午前9時31分から午前11時24分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】 出席委員：2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員 欠席：1番藤田一義委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席2名)】 出席委員：8番伊井一夫委員、12番小島隆委員</p> <p>(以上 出席18名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、舟本同次長、水島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	農林水産課小泉主査
署名委員	議長
	17番 委員
	18番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて

No.66～No.67 2件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について

No.57～No.62 6件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.106～No.112 7件

報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について

No.811～No.813 3件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3025～No.3031 7件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5060～No.5071 12件

議 第3号 農用地利用集積計画案について

No.650～No.792 143件

議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

No.33～No.42 10件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

・令和2年度糸魚川市農業委員会運営方針（案）について

・人・農地プランの進捗状況について

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、1番藤田委員、11番福田委員、16番川合委員3名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。
議長	また、本日は推進委員の8番伊井委員、12番小島委員からもご出席いただいています。
	日程第1＝議事録署名委員の指名について
議長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、17番川内委員、18番上原委員を指名いたします。
	日程第2＝報告事項
議長	<報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。
小林主査	説明いたします。1頁をご覧ください。 66番磯部地区の件ですが、百川地内の1筆118㎡について、雑種地になっております。 67番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆137㎡について、山林に

議長	<p>なっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。2頁をご覧ください</p>
	<p>57番下早川地区の件ですが、谷根地内の30筆8,931.43㎡について、高齡のため休耕するものです。</p> <p>58番上早川地区の件ですが、土塩地内の19筆1,692.70㎡について、高齡のため休耕するものです。</p>
	<p>59番上早川地区の件ですが、猿倉地内の18筆1,072㎡について、高齡のため休耕するものです。</p> <p>60番西海地区の件ですが、道平地内の4筆669㎡について、災害を受けたため休耕するものです。</p>
	<p>61番糸魚川地区の件ですが、上刈3丁目地内の2筆45.91㎡について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>62番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆489㎡について、耕作に不便なため休耕するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>106番上早川地区の件ですが、中野地内の2筆938㎡について、農</p>

	<p>地転用のため解約し、その後は農地転用するものです。</p> <p>107 番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆1,266㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>108 番能生谷地区の件ですが、溝尾、須川地内の4筆355㎡について、自作するため解約し、その後は自作するものです。</p> <p>109 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆1,326㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>110 番磯部地区の件ですが、大洞地内の14筆3,641.30㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>111 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆393㎡について、農地転用のため解約し、その後は売買するものです。</p> <p>112 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆393㎡について、農地転用のため解約し、その後は売買するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について></p>
議長	<p>報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p>
	<p>811 番能生谷地区の件ですが、須川地内の12筆1,655.76㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、農免農道須川下倉線沿いです。申請人は、土地が低く耕作に不便なため、嵩上げを行うものです。</p>
	<p>812 番能生谷地区の件ですが、須川地内の8筆623㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、農免農道須川下倉線沿いです。申請人は、土地が低く耕作に不便なため、嵩上げを行うものです。</p>
	<p>813 番能生谷地区の件ですが、須川地内の12筆1,355.71㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、</p>

<p>議長 片山委員</p>	<p>農免農道須川下倉線沿いです。申請人は、土地が低く耕作に不便なため、嵩上げを行うものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 須川地区のこの辺りは未整備田が多く、前から圃場整備をしたほうがいいと思っていましたが、そのような話はないのでしょうか。</p>
<p>齋藤会長 片山委員</p>	<p>須川地区全体の圃場整備の話は、ようやく今月 28 日に第 1 回目の説明会を行いました。市職員 2 名、県職員 1 名から来ていただいて、色々説明をいただきました。出席者は地権者、耕作者合わせて 10 数名で、正直もう少し来てほしかったですが、「前へ進もう」という皆さんの気持ちでまとまり、やっと動き出しました。須川地区の田はとても細かくなっているため筆数が多く、1 人 1 人拾っていくと地権者が 40 名以上いると思います。下手すると 2 代、3 代前からの登記もやらないといけなくて、かなりの時間がかかるとは思いますが、それでも「前へ進もう」となったのでその方向で進みたいと思っています。</p>
<p>齋藤会長 議長</p>	<p>積極的になっている時に、今回のように先行して整備するのは、この話の足を引っ張るということはないのでしょうか。 申請者は説明会にも来ていました。今回の申請地は底なしで、1 日に 3 回もコンバインを埋めてしまうなど困っている田で、とにかく今は 1 年でも早く耕作しやすいように改善したいということです。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第 2 の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第 3 の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第 3 = 付議事項</p>

<p>議長 伊藤主査</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。10頁をご覧ください。 3025番上早川地区の件ですが、土塩地内の2筆237㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、早川沿いの川原付近の場所です。譲受人は、自己の耕作地に隣接する申請地を譲渡人と協議の上、譲り受け、農地の集積・集約を図りたいものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、上早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3026番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆965㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、渡辺鶏園と木島組木質ペレット製造工場の間で道路からは見えにくい場所です。譲渡人は、耕作できなくなった申請地を隣接する農地の耕作者である譲受人へ譲りたいものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3027番能生谷地区の件ですが、平地内の2筆2,775㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道北部1号線から農道に入ったその農道沿いです。譲渡人は、耕作できなくなかった申請地を、現在耕作を手伝っている譲受人へ譲り、譲受人はこれを機に農業を始めたいものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、</p>
--------------------	--

所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3028 番能生谷地区の件ですが、平地内の1筆61㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道北部1号線沿いです。譲渡人は、耕作できなくなった申請地を隣接する農地の耕作者である譲受人へ譲りたいものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3029 番能生谷地区の件ですが、須川地内の1筆168㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、農免農道須川下倉線沿いです。譲受人は、譲渡人から申請地を譲り受け、圃場を整備し、農地の集積・集約を図りたいものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3030 番能生谷地区の件ですが、須川地内の2筆57.76㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、農免農道須川下倉線沿いです。譲受人は、譲渡人から申請地を譲り受け、圃場を整備し、農地の集積・集約を図りたいものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題

	<p>ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3031 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆 67 m²について、贈与による所有権移転です。地図のNo.13をご覧ください。申請地は、市道水込新道線のそばです。譲渡人は市外在住で耕作ができないため、譲受人へ農地を譲りたいものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、木浦地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長 松澤委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>3027 番についてですが、申請人は建設会社の社長だと思いましたが、これは個人的なものなのか、企業として農業に進出する目標をもって進められているものなのか、どうでしょうか。</p>
伊藤主査	<p>どちらなのか聞きましたら、個人的に農業に興味を持っていて、元々こちらの農地で耕作を行っていたようで、今回は個人での申請です。</p>
松澤委員	<p>できれば建設業界からもどんどん農業に進出してもらえれば助かると思います。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。12 頁をご覧ください。</p> <p>5060 番下早川地区の件ですが、堀切地内の2筆 340 m²について、土</p>

砂置場のための、3年間の使用貸借権設定です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道上覚東海線沿いです。申請人は、東海地区県営圃場整備事業で使用する土砂の仮置場として一時利用したいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c（農用地区域内の一時転用である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5061 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆179㎡について、駐車場敷地のための、永年の貸借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道下早川アワラ西側線沿いです。申請人は、家族6人分の駐車場を確保するのに苦慮しており、申請地を借り受け、駐車場敷地としたいものです。農地の区分は、カ-(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5062 番上早川地区の件ですが、中野地内の2筆90.24㎡について、墓地及び駐車場敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道東平線沿いです。申請人の墓地は、地滑り指定地域にあり、墓にゆがみが生じていることから、道路に接し駐車場の確保ができる申請地を借り受け、墓地新設及び駐車場敷地としたいものです。農地の区分は、カ-(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5063 番上早川地区の件ですが、中林地内の3筆136.27㎡について、境内地の拡張のための、贈与による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道東平線沿いの法圓寺に隣接する場所です。申請人は、申請地が境内地に接しており、境内地として一体利用できることから、譲渡人から寄付を受け、境内地としたいものです。農地の区分は、カ-(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当してし、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5064 番大和川地区の件ですが、田伏地内の1筆233㎡について、建

売住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道西谷線沿いです。申請人は、申請地周辺にて請負した住宅が多数建築されていることから、空き地となっていた申請地を譲り受け、建売住宅を建築したいものです。農地の区分はエ-（ア）-b-（a）（住宅などが連たんしている区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5065 番糸魚川地区の件ですが、南押上3丁目地内の4筆1,984㎡について、宅地造成のための、売買による所有権移転です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、出光新潟石油販売所の東側の場所です。申請人は、道路及びそれに接続する宅地8区画を造成し分譲したいものです。農地の区分は、エ-（ア）-b-（c）（都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5066 番 5067 番糸魚川地区の件ですが、事業計画変更です。中央2丁目地内の2筆185㎡について、建売住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は、市道仲通線沿いです。譲渡人は、昭和59年9月10日付け糸農地第5149号で許可された申請地について、当初店舗兼住宅を建築する予定であったが、他の土地に建築したため、譲受人に譲渡したいものです。譲受人は、中心市街地である申請地を譲り受け、モデル住宅兼建売住宅建築敷地としたいものです。農地の区分は、エ-（ア）-a-（a）（道路要件：市道仲道線（幅員5m）に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に糸魚川市役所と糸魚川小学校が有る。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5068 番能生地区の件ですが、能生、栄地内の8筆1,906.37㎡について、駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.11をご覧ください。申請地は、主要地方道能生インター線沿いです。申請人は、申請地に駐車場を整備し、近隣施設の駐車場として賃貸したいものです。農地の区分は、エ-（ア）-b-（c）（都市計画法の用途地域、第1種住

居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5069 番能生地区の件ですが、能生地内の2筆 300 m²について、住宅敷地の拡張のための、売買による所有権移転です。地図のNo.12をご覧ください。申請地は、市道中ノ谷学校線近くの場所です。申請人は、冬期間の雪処理場に困っているため、申請地を譲り受け、雪処理のための池及び花壇を設けたいものです。農地の区分は、エ-ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5070 番木浦地区の件ですが、木浦地内の2筆 346 m²について、資材置場のための、売買による所有権移転です。地図のNo.13をご覧ください。申請地は、県道中尾水込線沿いです。申請人は、事業所から近く、県道に隣接し国道8号線にも近い申請地を譲り受け、資材置場としたいものです。農地の区分は、カ-ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5071 番青海地区の件ですが、歌地内の2筆 79 m²について、トンネル湧水処理施設設置用地のための、永年の賃借権設定です。地図のNo.14をご覧ください。申請地は、市道白石線近くの歌川沿いです。申請人は、天然ガスパイプライン建設におけるトンネル掘削工事に伴い発生した湧水処理が長期化することが予想されることから、一時転用していた申請地を永久転用にしたいものです。農地の区分は、カ-ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。ご審議願います。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

5061 番は前にも申請がありませんでしたか。

はい、ありました。補足させていただきます。5061 番、5062 番、5069 番は農振に入っていたので、外すための意見を聞くために以前議案に

議長
片山委員
小林主査

片山委員	載せました。3月に農振から外れましたので今回5条の案件として提出されたものになります。
小林主査	もう1点、5068番の件ですが、ここは他の用途で検討中の場所ではないかと思うのですが。
議長	行政書士さんから代理で申請のあったものになりますが、今のところ近隣施設の駐車場ということで伺っております。
議長	その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、143件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、大島委員の案件を先に審議しますので、大島委員、退席をお願いします。</p>
議長	〔大島委員退室〕
議長	事務局の説明を求めます。
伊藤主査	説明いたします。19頁をご覧ください。
議長	660番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆2,130㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔大島委員入室〕
議長	次に原委員の案件を審議します。原委員、退席をお願いします。
議長	〔原委員退室〕

議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。20 頁をご覧ください。</p> <p>665 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の 9 筆 8,018 m²について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔原委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。16 頁をご覧ください。</p> <p>650 番下早川地区の件ですが、東海地内の 7 筆 5,014 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>651 番下早川地区の件ですが、谷根地内の 8 筆 7,299 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>652 番下早川地区の件ですが、谷根地内の 3 筆 4,232 m²について、更新するものです。</p> <p>653 番下早川地区の件ですが、谷根地内の 9 筆 11,026 m²について、更新するものです。</p> <p>654 番下早川地区の件ですが、谷根地内の 8 筆 6,214 m²について、更新するものです。</p> <p>655 番下早川地区の件ですが、谷根地内の 3 筆 3,722 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>656 番下早川地区の件ですが、谷根地内の 5 筆 6,145 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>657 番下早川地区の件ですが、五十原地内の 13 筆 2,942 m²について、更新するものです。</p> <p>658 番下早川地区の件ですが、西塚地内の 5 筆 3,551 m²について、更新するものです。</p> <p>659 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の 5 筆 259.08 m²について、</p>

借り受けて規模拡大を図るものです。

661 番上早川地区の件ですが、越地内の3筆302㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

662 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆1,572㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

663 番上早川地区の件ですが、宮平地内の1筆99㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

664 番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆1,266㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

666 番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の7筆892㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

667 番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の2筆707㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

668 番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の6筆1,351㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

669 番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の8筆915.34㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

670 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,182㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

671 番西海地区の件ですが、市野々地内の7筆7,690㎡について、更新するものです。

672 番西海地区の件ですが、市野々地内の3筆2,862㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

673 番西海地区の件ですが、市野々地内の4筆4,867㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

674 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆698㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

675 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆921㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

676 番西海地区の件ですが、来海沢地内の2筆2,158㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

677 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆558㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

678 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆439㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

679 番西海地区の件ですが、真木地内の1筆530㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

680 番西海地区の件ですが、真木地内の1筆1,094㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

681 番西海地区の件ですが、釜沢地内の19筆1,901.61㎡について、更新するものです。

682 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆446㎡について、更新するものです。

683 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆624㎡について、更新するものです。

684 番西海地区の件ですが、田中地内の2筆370㎡について、更新するものです。

685 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆9.91㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

686 番西海地区の件ですが、道平地内の2筆640㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

687 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆693㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

688 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆673㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

689 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆148㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

690 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆142㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

691 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆680㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

692 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆2,473㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

693 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆1,608㎡について、更新するものです。

694 番今井地区の件ですが、中谷内地内の3筆6,282㎡について、

更新するものです。

695 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰1丁目地内の7筆3,482㎡について、更新するものです。

696 番糸魚川地区の件ですが、東寺町2丁目地内の3筆1,480㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

697 番磯部地区の件ですが、徳合地内の3筆1,551㎡について、更新するものです。

698 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆589㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

699 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆768㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

700 番磯部地区の件ですが、大洞地内の9筆2,439.22㎡について、更新するものです。

701 番磯部地区の件ですが、大洞地内の33筆3,573.49㎡について、更新するものです。

702 番磯部地区の件ですが、大洞地内の14筆3,641.30㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

703 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の4筆3,974㎡について、更新するものです。

704 番磯部地区の件ですが、百川地内の2筆2,822㎡について、更新するものです。

705 番能生谷地区の件ですが、大平寺地内の6筆2,842㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

706 番能生谷地区の件ですが、大平寺地内の3筆1,562㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

707 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆3,000㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

708 番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆1,995㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

709 番能生谷地区の件ですが、平地内の4筆858㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

710 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の1筆2,830㎡について、更新するものです。

711 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の1筆1,344㎡について、更新するものです。

712 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の1筆3,266㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

713 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆2,985㎡について、更新するものです。

714 番能生谷地区の件ですが、槇、下倉地内の10筆9,212㎡について、更新するものです。

715 番能生谷地区の件ですが、槇地内の9筆9,935㎡について、更新するものです。

716 番能生谷地区の件ですが、槇地内の3筆7,267㎡について、更新するものです。

717 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆1,436㎡について、更新するものです。

718 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆234㎡について、更新するものです。

719 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆834㎡について、更新するものです。

720 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆727㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

721 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の8筆8,353㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

722 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の2筆3,574㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

723 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆3,017㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

724 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の5筆7,831㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

725 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の3筆627㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

726 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の5筆552㎡について、更新するものです。

727 番能生谷地区の件ですが、柵口地内の6筆1,040㎡について、

借り受けて規模拡大を図るものです。

728 番能生谷地区の件ですが、柵口地内の3筆1,212㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

729 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆3,024㎡について、更新するものです。

730 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆3,008㎡について、更新するものです。

731 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の3筆1,373㎡について、更新するものです。

732 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆2,964㎡について、更新するものです。

733 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆3,053㎡について、更新するものです。

734 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の5筆2,581㎡について、更新するものです。

735 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の2筆4,808㎡について、更新するものです。

736 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の2筆1,354㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

737 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の1筆1,190㎡について、更新するものです。

738 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の3筆1,674㎡について、更新するものです。

739 番木浦地区の件ですが、木浦地内の4筆1,461㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

740 番青海地区の件ですが、須沢地内の5筆1,468㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

741 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆509㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

742 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の3筆4,776㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

743 番下早川、上早川地区の件ですが、五十原、西塚、越地内の11筆8,820㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り

受けるものです。

744 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆399㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

745 番上早川地区の件ですが、中野地内の1筆200㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

746 番上早川地区の件ですが、大平地内の6筆3,607㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

747 番上早川地区の件ですが、大平地内の8筆8,520㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

748 番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆645㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

749 番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆1,597㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

750 番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆58㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

751 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の3筆618.52㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

752 番西海地区の件ですが、市野々地内の4筆4,230㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

753 番西海地区の件ですが、市野々地内の5筆4,385㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

754 番西海地区の件ですが、市野々地内の1筆600㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

755 番西海地区の件ですが、市野々地内の1筆1,595㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

756 番西海地区の件ですが、市野々地内の3筆4,517㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

757 番西海地区の件ですが、市野々地内の5筆8,050㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

758 番西海地区の件ですが、市野々地内の3筆4,076㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

759 番西海地区の件ですが、市野々地内の6筆6,360㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

760 番西海地区の件ですが、市野々地内の12筆12,254㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

761 番西海地区の件ですが、市野々地内の9筆8,858㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

762 番西海地区の件ですが、市野々地内の2筆1,152㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

763 番西海地区の件ですが、市野々地内の2筆2,254㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

764 番西海地区の件ですが、市野々地内の1筆860㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

765 番西海地区の件ですが、市野々地内の6筆10,710㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

766 番西海地区の件ですが、市野々地内の3筆3,654㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

767 番西海地区の件ですが、市野々地内の3筆838㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

768 番西海地区の件ですが、市野々地内の4筆5,821㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

769 番西海地区の件ですが、市野々地内の6筆5,969㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

770 番西海地区の件ですが、市野々地内の23筆21,699㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

771 番西海地区の件ですが、市野々地内の3筆2,665㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

772 番西海地区の件ですが、市野々地内の10筆13,417㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

773 番西海地区の件ですが、市野々地内の5筆4,254㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

774 番西海地区の件ですが、真木地内の2筆2,182㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

775 番西海地区の件ですが、真木地内の1筆1,164㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

776 番西海地区の件ですが、真木地内の1筆1,173㎡について、農

地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

777 番西海地区の件ですが、真木地内の44筆4,404.83㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

778 番西海地区の件ですが、真木地内の6筆5,643㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

779 番西海地区の件ですが、真木地内の1筆1,206㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

780 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆2,812㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

781 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆352㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

782 番西海地区の件ですが、平牛地内の5筆7,234㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

783 番西海地区の件ですが、真光寺地内の6筆7,823㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

784 番西海地区の件ですが、真光寺地内の9筆18,119㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

785 番西海地区の件ですが、真光寺地内の8筆10,103㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

786 番西海地区の件ですが、真光寺地内の3筆6,936㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

787 番西海地区の件ですが、真光寺地内の1筆466㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

788 番西海地区の件ですが、真光寺地内の1筆1,455㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

789 番西海地区の件ですが、真光寺地内の7筆4,313㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

790 番西海地区の件ですが、真光寺地内の2筆775㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

791 番根知地区の件ですが、別所地内の2筆4,109㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

792 番小滝地区の件ですが、大所地内の1筆2,055㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

<p>議長 片山委員 伊藤委員 伊藤主査</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 法人の解除条件付きというのがどんなものなのか教えてください。 720番の件ですが、企業が農業参入することに問題はないですか。 一般法人の参入ということで、農地所有適格法人とは異なり、農地を所有することができないですが、制約付きで借り受けることはできるので解除条件付となっています。トラブルがあったり、手続きでおかしなことなどがあった場合は、解除手続きを行えるものです。今、担い手が少なくなっている中で一般法人の農業参入は大きな力となっていますので、やっていただけたところがあるのならやっていただきたいと思っています。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について> 議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、10件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、原委員の案件を先に審議しますので、原委員、退席をお願いします。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>〔原委員退室〕</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。56頁をご覧ください。 34番下早川、上早川地区の件ですが、五十原、西塚、越、中川原新田、大平地内の31筆23,866㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔原委員入室〕 次に大島委員の案件を審議します。大島委員、退席をお願いします。 〔大島委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。57 頁をご覧ください。 35 番上早川地区の件ですが、越、中野地内の 2 筆 599 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔大島委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。56 頁をご覧ください。 33 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の 3 筆 4,776 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 36 番上早川地区の件ですが、北山地内の 2 筆 1,411 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 37 番西海地区の件ですが、真木、釜沢、川島、真光寺地内の 88 筆 63,003 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 38 番西海地区の件ですが、市野々地内の 117 筆 128,218 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 39 番西海地区の件ですが、真木地内の 6 筆 5,924 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 40 番西海地区の件ですが、平牛地内の 5 筆 7,234 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>

<p>議長 松澤委員</p>	<p>41 番小滝地区の件ですが、大所地内の1筆2,055 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>42 番根知地区の件ですが、別所地内の2筆4,109 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>補足説明します。西海の件ですが、市野々地区の農地は地元の耕作者がほぼリタイヤされたので一般企業や社会福祉法人から参入してもらい条件の良いところだけを耕作してもらうことになっています。真光寺地区と槇地区もかなりリタイヤされてきていて、そこは別の事業者をお願いしています。こんなに耕作面積を増やして少し心配なのですが、今の専業の1名に、春から新たに専業1名と臨時1名が加わってくれるそうです。各集落でリタイヤした方の施設をうまく利用し、なるべく開始時の投資をしない方向で進められています。こういった方に全部任せるのではなく、田んぼを辞めても用水や農道の管理は地元で協力しましょうというふうな感じで。大事な担い手ですので、みんなで盛り立てて、農地を5年10年守っていきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <p>・ 4月30日（木）定例総会</p>

議長	<p>イ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年度糸魚川市農業委員会運営方針(案)について・人・農地プランの進捗状況について <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
----	---